倫理法・倫理規程セルフチェックシート (新採用・一般職員用⑥ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解 説
1	0	国家公務員倫理法は、1990年代半ばに公務員の不祥事が続発したことから、事務次官等申合せに基づき、各府省の訓令レベルで公務員倫理規程が作られたにもかかわらず、さらに不祥事が発生したため、行政内部の自浄作用には任せておけないということになり、議員立法で制定されました。 その目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって公務に対する国民の信頼を確保することであり、すなわち、「公正さ」は当然のこととして、「公正らしさ」を求めています。
2	0	倫理規程第2条第1項第2号の規定により、補助金等の交付を受けて、当該交付の対象となる事業を行っている事業者等は利害関係者に該当するとされています。 この「事業者等」とは、倫理法第2条第5項で法人その他の団体及び事業を行う個人とされ、地方公共団体もこの事業者等に含まれることとなります。
3	0	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解されています。(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官) ただし、地方出先機関が組織ぐるみで、本省の職員に繰り返し酒食をもてなすような場合、もてなしを受けた本省の職員は、利害関係者以外の者との間における禁止行為を定めた倫理規程第5条第1項に違反する可能性があります。
4	0	自己の飲食に要する費用を自らが負担して、利害関係者と飲食する行為は、倫理規程の禁止行為には該当しません。 なお、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官に事前に届出を出す必要があります。(倫理規程第8条)
5	×	利害関係者から金銭・物品を受領することは、餞別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、禁止されています。(倫理規程第3条第1項第1号)
6	0	倫理規程上、費用負担の有無にかかわらず、利害関係者と共に旅行すること自体が禁止行為とされています。(倫理規程第3条第1項第8号)

7	×	職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服の借用、電話やファックスの使用が挙げられます。(倫理規程第3条第2項第3号)
8	×	倫理規程第4条第1項では、職員としての身分にかかわらない関係、すなわち私的な関係がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外的に禁止行為を行うことができることとされています。本問の場合も、当該友人との関係等によっては、倫理規程第3条第1項各号(第9号を除く)に規定されている禁止行為を行うことができる場合があります。
9	×	課長が利害関係者からの物品の贈与を受けるという、倫理規程に違反した行為(倫理規程第3条第1項第1号)によって得た財産上の利益であることを職員が知りながら、その利益を受け取ったり、享受した場合は倫理規程に違反することとなります。(倫理規程第7条第1項)
10	0	国家公務員倫理審査会では、電話、郵便、電子メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りで留められるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことは倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。 【国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】 電話:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802 郵送:〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局 宛※ 電子メールでの相談・通報は、検索サイトで「公務員倫理ホットライン」を入力してアクセスしてください。